

指 針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信
税理士 疋田 英司
税理士 中 富 強
税理士 風 間 慎一

COOLBIZ



7月の税務・労務

5月決算法人の確定申告	
11月決算法人の中間申告	7月中の
2, 8, 11月決算法人の消費税 中間申告(年税額 400万円超)	決算応答日
源泉所得税、特別徴収税額	7月10日(火)
6月分納期限・納期特例分	
労働保険年度更新手続	7月10日(火)
健康保険・厚生年金保険の 算定基礎届の提出	7月10日(火)
予定納税の減額申請	7月17日(火)
高齢者雇用状況報告書・障 害者雇用状況報告書の提出	7月17日(火)
社会保険料・子ども子育て 拠出金(6月分)納付期限	7月31日(火)
4~6月分労働者死傷病(軽 度)報告の提出	7月31日(火)

7月の行事・業務案内

- 2(月) 半夏生
- 4(水) アメリカ独立記念日
- 7(土) セタ
- 11(水) 世界人口デー
- 14(土) フランス革命記念日
- 16(月) 海の日
- 20(金) 土用の丑
- 21(土) 勤労青少年の日
- 23(月) 大暑



災害に伴う税金の取扱

被災されたみなさまに心からお見舞い申し上げます

6月18日早朝、高槻・茨木・枚方を中心に震度6弱の激震が襲いました。建物の損壊、家具や棚の倒壊、ガラスの破損に加え、交通機関の運転見合わせ、高速道路の閉鎖による予定変更など、少なからず被害が発生しています。被害にあわれた方の一日も早い復旧・回復をお祈りいたします。

① 税制では、災害があつた場合、次のような取扱が定められています。
 被災のため、予定されていた事業内容が変更したため、消費税の簡易課税制度を選択したい場合、または取りやめたい場合(詳しくは4頁)
 ② 被災のため、決算等の手続が困難となり、確定申告等の期限に間に合わない場合の申告期限延長

③ 被災のため、財産に相当な損害を受けたため、納税の猶予を受けた場合(納期限延長)
 ④ 被災により住宅や家具等が損害を受けた場合、翌年の所得税の確定申告で雑損控除または災害減免法による所得税の全部または一部の軽減免除
 ⑤ 一定以上の被災を受けた者に支給される給与、公的年金、報酬等から徴収されるまたはすでに徴収された源泉所得税の徴収猶予や還付

社会保険関係では年金保険料の減免などの措置、労働保険では勤務中に災害にあわれて怪我をされた場合は労災保険が支給されます。震災により、なんらかの被害を受けた方は担当者までご相談ください。

今号の紙面

○被災に伴う税制○マイナンバー取扱はじめました○マイナンバー扱いの変化○消費税軽減税率Q&A○災害の際の簡易課税制度の適用について○ご心配をおかけしました。 **Q&A** 適正な役員退職金は?

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-17 第5松葉ビル3階

072 (805) 5252 FAX072(805)5253 info@kskj.jp
 チャットワークID:hikita http://kskj.jp

【対応業務】

税務申告・相談・代理、事業承継・相続全般業務
 経理・給与・経営コンサルタント

(提携・取次先)

(生命保険) 大同生命、NN生命、ソニー生命 他
 (損保) ユナイテッド・インシュアランス(株) 他
 (ビジネスソフト) ミロク情報サービス、弥生会計、Freee、ビズアップ総研
 (不動産) スマイシア不動産販売



クールビズ実施中です。ノーネクタイ、軽装でご対応しております。ご理解・ご協力をお願いします

マイナンバーの取り扱いについて

当事務所では次の手続きに関し、ご希望があればマイナンバー対応をいたします。

○ 税務官公署への申告や届出、申請をされる際にご本人の個人番号の記載を希望される場合。

○ 源泉徴収事務や法定調書の提出の際に、役員や従業員、取引先、顧問契約先の個人番号を記載する場合

○ ご希望される顧問先様とはマイナンバーをお預かりする契約を交わします。なお、政府の安全管理委員会のガイドラインに沿った手続きを行いますので、顧問先様も、それに従

った対応をお願いします。

なお、取扱には、マイナンバー専用のシステム利用、セキュリティに関する保守契約などの管理費用が発生します。で、下表の費用をご負担いただきます。でよろしくお願ひします。

なお、マイナンバーをお預かりする場合、マイナンバーカードをお持ちの場合はその写し、お持ちでない場合は個人番号通知カードや住民票など個人番号のわかる書類の写しと本人確認用の免許証などの両面の写し（顔写真のついた身分証明のない場合は、健康保険証や介護保険証など2通）が必要です。

マイナンバー取扱に関する行政の変化

事業者には個人番号取扱の努力規定はあっても取扱義務はありません。ましてや国民に取扱の義務もありません。しかし、関連法（国税通則法等）や政令、省令で個人番号記載を求められることがあります。

国税に関しては法律で番号記載を定めているものの納税義務の実現である申告書に個人番号の記載がなくても受け付けます。この扱いは変わっていません。

変化が著しいのはハローワークです。年初から雇用保険資格取得届に個人番号の記載がないと受け付けられないという対応が目立ち始めました。この取扱の変化に対する抗議が殺到したことから、労働者からマイナンバーの提示を拒まれたと書けば受け付けると変化してきました。そうでなければ書類を送り返すという取扱です。こういった急激な変化は大阪など一部の地域でのみ問題になっており、他の地域でそのような頑なな取扱は経験がないとの反応でした。大阪が試されているのでしょうか。

ところで、疑問に思うことがあります。法律は国会で決めること、政令は内閣が定めること、省令は主務大臣が定めること。当然のことながら、法律を超える政令や省令を定めることはできません。

国税に関しては法で個人番号を記入するよう定めているも対応は柔軟です。しかし、厚生労働省はマイナンバー記載欄を設けた省令をつくって国民に義務だと強要する対応は、国としての統一性がなく、いかななものかと、疑問に感じています。

今回、一部の役所が強硬な態度を示す場合があるため、マイナンバーの記載をしたい旨のご要望があり、マイナンバー対応のご用意をいたしました。

お預かりする書類	
マイナンバーカードをお持ちの場合	マイナンバーカードの写し
マイナンバーカードをお持ちでない場合	個人番号通知カードの写し 本人確認書類の写し

マイナンバー取扱		
初期設定	1,000円/人	最低 5,000円（初回限り）
更新費用	500円/人	
管理費用	1,000円/人	最低 5,000円（年間）
※ 初期費用はマイナンバーをお預かりしてPC上に初回設定し、本人確認書類、個人番号確認書類を厳重に保管するための費用です。追加の場合も同様です。 ※ 更新費用は住所等内容変更の際の費用です。 ※ 管理費用は、上記書類等や増えていく特定個人情報ファイルを紙形式、画像形式のいずれかでもお預かりする費用です。毎年1月の法定調書等の手続きの後にご請求します。		

消費税軽減税率制度Q&A

軽減税率の適用対象外となる「外食」については、①取引の場所と②「サービスの提供」という点に着目し、以下の二つの類型を定義しています。

外食

① テーブル、いす、カウンター等の



飲食に用いられる設備のある場所で行う

② 飲食料品を飲食させるサービス

ケータリング・出張料理等

① 顧客が指定した場所で

② 加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供



なお、有料老人ホーム等の一定の生活を営む施設において行う一定の飲食料品の提供や学校給食等は、「ケータリング・出張料理等」から除外され、軽減税率（8%）の適用対象となります。

「店内飲食」と「テイクアウト」

牛丼屋やハンバーガー店での「店内飲食」は、事業者が、顧客に店内で飲食させるサービスを提供するものであるため、「外食」にあたり、標準税率（10%）の適用対象となります。

一方、「テイクアウト」は、単に飲食料品を販売

するものであるため、「外食」にはあたらず、軽減税率（8%）の適用対象となります。

コンビニ等で販売する弁当



コンビニエンスストア等で持ち帰りとして弁当等を販売する場合は、単に飲食料品を販売するものであるため、「外食」にはあたらず、軽減税率（8%）の適用対象となります。

ただし、事業者が、顧客に店内に設置したイートインスペースにおいて飲食させるサービスを提供するものである場合には、「外食」にあたり、標準税率（10%）の適用対象となります。

フードコートでの飲食



フードコートでの飲食料品の提供は、テーブルやいす等が設置されたスペースに隣接する飲食店が、顧客にその飲食スペースで飲食させるサービスを提供するものであるため、「外食」にあたり、標準税率（10%）の適用対象となります。

ただし、これらの飲食店で飲食料品を「テイクアウト」として購入した場合は、単に飲食料品を販売するものであるため、「外食」にはあたらず、軽減税率（8%）の適用対象となります。

パーティー会場等で食卓の設営や調理、配膳等の給仕を行って飲食料品を提供するサービス

事業者が、顧客の求めに応じてパーティー会場などに出張し、顧客にその場で飲食させるための食卓の設営や調理、配膳等の給仕を伴う飲食料品の提供は、「ケータリング・出張料理等」にあたり、標準税率（10%）の適用対象となります。

「店内飲食」と「出前・宅配」

そば屋やピザ屋などの「店内飲食」は、事業者が、顧客に店内で飲食させるサービスを提供するものであるため、「外食」にあたり、標準税率（10%）の適用対象となります。

一方、宅配は、顧客の指定した場所まで単に飲食料品を届けるものであるため、「外食」にはあたらず、軽減税率（8%）の適用対象となります。

店内飲食

10%



8%

テイクアウト



災害にともなう消費税の簡易課税制度の取扱について

災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者が、その被害を受けたことよって災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、若しくは適用を受ける必要がなくなった場合

合には、所轄税務署長の承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間等から簡易課税制度の適用を受けること、若しくは適用をやめることができます。この特例は、例えば次のような場合に適用されます。

① 災害等により、事業者の事務処理能力が低下したため、簡易課税制度を適用

して申告する必要が生じた場合

② 災害等により、棚卸資産その他の業務用資産に相当な損失を受け、緊急な設備投資等を行うため、簡易課税制度の適用をやめる必要が生じた場合

承認を受けようとする事業者は、災害等のやんだ日から**原則2か月以内**に、災害その他やむを得ない理由、これら災害等によりこの特例規定を受けることが必要となった事情等を記載した申請書(災害等による消費税簡易課税制度選択(不適用)届出に係る特例承認申請書)を納税地の所轄税務署長に提出します。

い心配をおかけしました。心温まるお気遣いに感謝申し上げます

震災にともない、一部の顧問先様との打合せ日程やご対応予定などの日程を変更させて頂いていただきました。ご迷惑をおかけしましたことお詫び申し上げます。

また、正田税理士が執務中に棚が頭部に落下しましたが、幸い大きな怪我にならず今では回復しております。

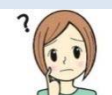
事務室内は棚の倒壊による書類の散乱

などございましたが、概ね復旧しております。皆様からお預かりしております書類やデータなどは消失することなく通常業務を回復しておりますのでご安心ください。

多くの顧問先様からお見舞いのお言葉を頂戴しましたこと、心から御礼申し上げます。

Q&A コーナー

役員退職金はいくらまで払えるの？



沖縄の泡盛「残波」で有名な比嘉酒造の社長の退職金6億7000万円が高額すぎると国税当局と裁判で争った結果、国税側が敗訴したと聞きました。今まで数式＝最終給与×勤続年数×功績倍率(社長は3倍程度)といわれていましたが、実際はどうなのでしょう。

退職金の額に合理性があれば認められます

おっしゃられる計算式は、昭和40～50年代の租税裁判で、該当する中小企業の水準のデータを国税当局が分析して出した計算式で、社長は3倍という数値は国税側が容認した最高値です。

残波裁判では、国税当局は同業他社のサンプル数値をもとに主張しましたが、比嘉酒造側は創業者であるとともに、全国展開で急激に業績を上げた功績は他と比較できないと反論。しかも最終給与は、引退前の減額された給与であり妥当性がないとも主張しました。

判決では、国税側の基準も40年以上前の、しかも一部地域におけるサンプル調査のみ基準にするのは合理性がないと批判しました。

現実には最終給与ではなく、生涯賃金の平均値や社長時代の最高額が認められた場合、功績倍率では過去4・89倍が認められたこともありませう。一方で、実績もない名ばかり社長だとして1・18倍しか認められなかった場合もあります。また、退職金として6倍を認めつつも、3倍を超過した部分は損金に認めないという判決もあります。

いずれにしても、退職金の額は、単純に今までの数式に従う必要はありませんが、過去の裁判例を参考にしながら判断するしかありません。税理士にご相談ください。